

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
蛇田さくら内科クリニック	石巻市蛇田金津町一三番地一四	令和七年八月一日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目五番一三号	令和七年八月一日
いとうハートクリニック	柴田郡大河原町新東二二―四	令和七年八月一日
かえる在宅クリニック	仙台市泉区泉中央三丁目一八―六DOMU S赤坂 一階一〇一	令和七年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月三十一日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]